

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 5 年 6 月 日

（名称）御宿町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
地域内フィーダー系統確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>御宿町には、町の中心部にJR御宿駅があるほか、駅周辺から近隣市をつなぐ路線バスや東京行き的高速バスが運行されている。また、民間タクシーは基本1台で運行されており、町内を循環する民間バス等もない状況にある。</p> <p>このようななか、当町は高齢化率が県下上位で、自家用車で移動されてきた方々が免許を返納され、自家用車以外の移動手段で移動するニーズは高まりをみせており、住民の暮らしを支える基盤として地域交通の確保維持は大きな課題である。</p> <p>そのため、町では地域内フィーダー系統確保維持改善事業により町内全域をカバーする10人乗り車両を使った乗合運行を維持することが重要で、引き続き本事業を提供することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>① 主要な公共施設をはじめ、商店や医療施設へアクセスできる公共交通サービスを提供する。</p> <p>② 民間バス（幹線を走るバス）及び JR といった幹線交通軸に接続する公共交通サービスを確保する。</p> <p>③ 公共交通サービスの提供により徒歩では移動が困難な交通不便地域の解消を図る。</p> <p>④ 公共交通機関相互のサービス水準は、「民間タクシー＞デマンド＞民間バス」を原則とする。</p> <p>【数値目標】</p> <p>令和6年度：利用者15人/日（360日運行）（運休日12/29～1/3まで） 年間利用者5,400人</p> <p>令和7年度：利用者15人/日（359日運行）（運休日12/29～1/3まで） 年間利用者5,385人</p> <p>令和8年度：利用者15人/日（359日運行）（運休日12/29～1/3まで） 年間利用者5,385人</p>
（2）事業の効果
<p>町内全域をカバーする乗合運行を維持することにより高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。</p> <p>また、民間バス（幹線を走る路線バス・高速バス）及び JR といった幹線交通軸に接続する公共交通サービスを確保することで外出する機会の促進と地域活性化にもつながる。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・乗合運行の利用方法がわかるよう町広報誌で周知するほか、パンフレットの作成やホームページの掲載を通じて事業を周知し、住民の利便性向上を図る。 ・高齢者や子どもが料金を支払いやすい回数券を発行している。 ・社会福祉協議会の事業等、各イベント時に民生委員等を通じた制度周知を行う。 ・町において平成30年6月から車両位置情報配信サービスを導入して、車両がどこを走っているかわかるようにし、利用者の不安解消・利便性向上を図っている。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
御宿町から小湊鉄道への運行経費負担金は、運行収入及び国庫補助金相当分を差し引いた差額分の負担となっている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
小湊鉄道株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論	
※別添（任意様式1）のとおり	
21. 利用者等の意見の反映状況	
※別添（任意様式2）のとおり	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班 班長
関係市区町村	御宿町
交通事業者・交通施設管理者等	小湊鉄道株式会社取締役社長、一般社団法人千葉県タクシー協会会長、一般社団法人千葉県バス協会会長、夷隅土木事務所長、いすみ警察署長、東日本旅客鉄道株式会社勝浦駅長
地方運輸局	関東運輸局千葉運輸支局千葉運輸支局長
その他協議会が必要と認める者	小湊鉄道労働組合長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県夷隅郡御宿町須賀1522

（所 属）企画財政課

（氏 名）長谷 真子

（電 話）0470-68-2512

（e-mail）kikaku@town.onjuku.lg.jp

御宿町全図 (御宿町全域が半島振興対策実施地域)

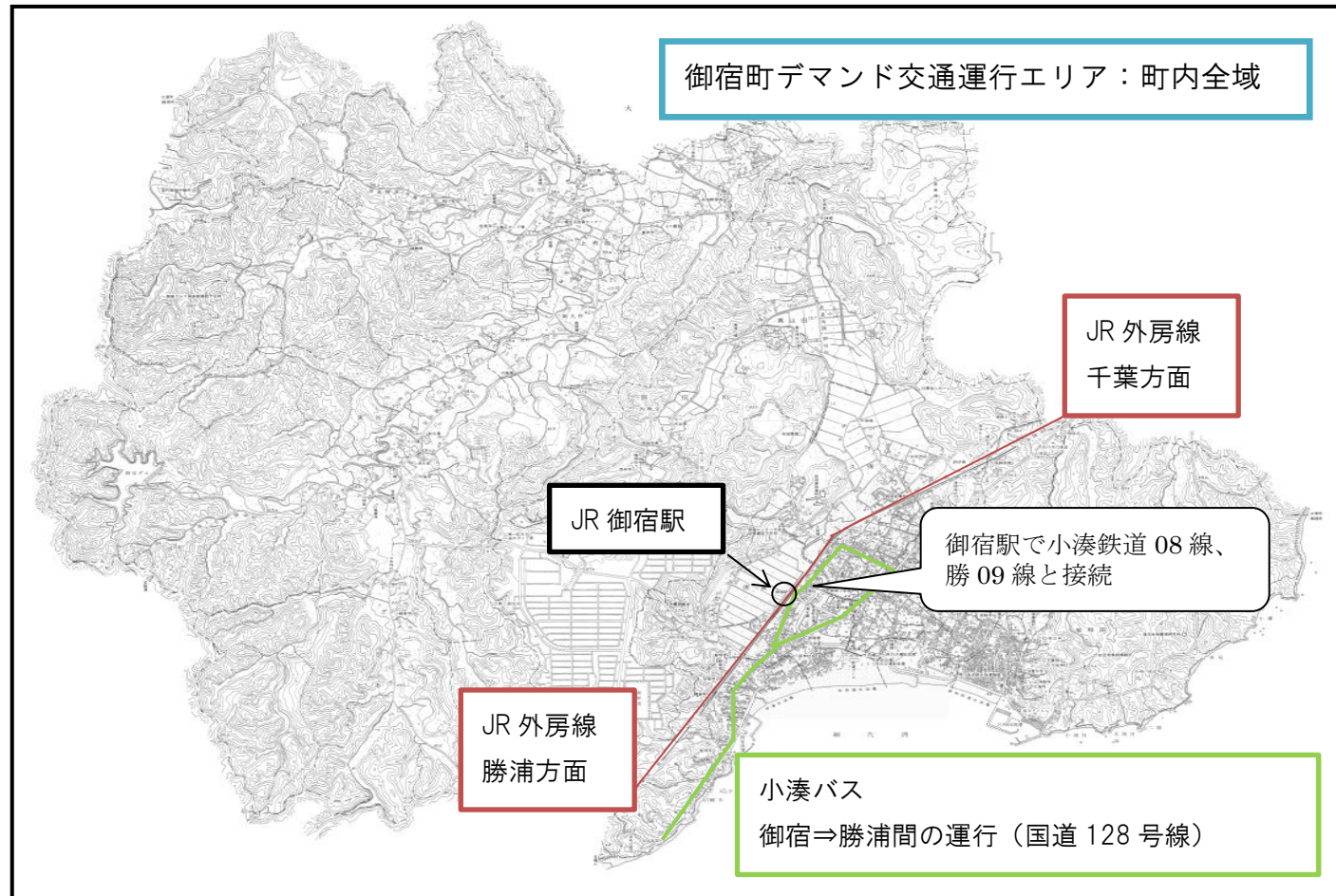


表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
御宿町	小湊鉄道株式会社	(1) 御宿デマンド		全域		往 km 復 km	359日	2,872回			区域運行	②(1)	御宿駅で小湊鉄 道勝08線、勝09 線と接続	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	御宿町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7,074
交通不便地域等	7,074

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
7,074人	御宿町(全域)	半島振興対策実施地域

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

20. 協議会の開催状況と主な議論

(任意様式1)

H25 年度

- 平成 25 年 12 月 御宿町地域公共交通会議を設置

H26 年度

- 平成 26 年 4 月 第 5 回検討会議を開催
- 平成 26 年 5 月 第 6 回検討会議を開催
- 平成 26 年 6 月 12 日 第 4 回御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) 運行事業者について、運賃設定について(小学生、障害者等、回数券)、御宿町生活交通ネットワーク計画について
- 平成 27 年 2 月 第 7 回検討会議を開催

H27 年度

- 平成 27 年 6 月 23 日 第 5 回御宿町地域公共交通会議(書面)を開催
 - (1) 平成 28 年度フィーダー系統確保維持事業認定申請に係る御宿町生活交通ネットワーク計画の見直し(営業収益の修正)について
- 平成 28 年 1 月 22 日 第 6 回御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) エピアミー号の利用状況(事業評価)

H28 年度

- 平成 28 年 6 月 21 日 第 7 回 御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) 平成 29 年度フィーダー系統確保維持事業認定申請に係る御宿町生活交通ネットワーク計画
 - (2) 共通乗降場所の追加について
- 平成 29 年 1 月 20 日 第 8 回 御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) エピアミー号の利用状況(事業評価)

H29 年度

- 平成 29 年 6 月 21 日 第 9 回 御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) 平成 30 年度フィーダー系統確保維持事業認定申請に係る生活交通確保維持改善計画
 - (2) 運行ダイヤの変更について
 - (3) 共通乗降場所の追加について
- 平成 30 年 1 月 22 日 第 10 回 御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) エピアミー号の利用状況(事業評価)

H30 年度

- 平成 30 年 6 月 25 日 第 11 回 御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) デマンド交通乗合運行の利用状況について
 - (3) 平成 31 年度フィーダー系統確保維持事業認定申請に係る生活交通確保維持改善計画
- 平成 31 年 1 月 28 日 第 12 回 御宿町地域公共交通会議を開催
 - (1) 乗合運行の利用状況について

R01 年度

○令和元年6月17日 第13回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について
- (2)生活交通確保維持改善計画の合意について

○令和2年1月28日 第14回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について
- (2)共通乗降場所の新設について
- (3)民間事業者による乗合タクシー事業の開始について

R02 年度

○令和2年7月16日 第15回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について
- (2)生活交通確保維持改善計画の合意について
- (3)共通乗降場所の新設について

○令和3年1月26日 第16回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について

R03 年度

○令和3年6月24日 第17回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について
- (2)生活交通確保維持改善計画の合意について

○令和4年1月26日 第18回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について

R04 年度

○令和4年6月23日 第19回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について
- (2)生活交通確保維持改善計画の合意について

○令和5年1月27日 第20回 御宿町地域公共交通会議を開催(書面)

- (1)御宿町乗合運行の利用状況について

○令和5年3月23日 第21回 御宿町地域公共交通会議を開催

- (1)書面会議の結果報告について
- (2)御宿町地域公共交通会議の解散について

21. 利用者等の意見の反映状況

(任意様式2)

実施時期	状況	方法	備考
平成 25 年 7 月～	御宿町の公共交通に関するアンケート調査を実施し状況を把握した。	住民の現状把握とニーズを計画に反映させるためアンケートを実施した。	住民 2,000 人を対象に(15 歳以上・年層別・無作為抽出)により実施。 742 人からの回答で、回収率 37.1%。
平成 26 年 2 月 6 日 ～ 平成 26 年 3 月 7 日	御宿町生活交通ネットワーク計画(素案)に関する意見公募	住民の町政への参加機会の拡大を図るとともに、住民の様々な意見を考慮して計画策定を行うために実施。	・御宿町生活交通ネットワーク計画(素案)に関する意見【1件】 ・その他意見:身体障害者利用について【1件】
平成 26 年 2 月 14 日 平成 26 年 6 月 13 日	区長を通じて、住民に乗合運行制度の周知を依頼できた	町区長会において、住民周知を図るため、乗合運行の概要説明を行った。	行政区10
平成 27 年 4 月 25 日	乗合運行の利用状況を報告。また利用促進を図ることができた。	平成 27 年 5 月号の広報(特集)記事で、乗合運行の利用状況や利用者のご意見等を紹介。住民への周知活動を積極的に実施した。	
平成 28 年 6 月	共通乗降場所の新設(町内4か所を新設)	利用者の状況を把握するため、小湊バスの予約オペレーターや運転手から利用者の状況を確認。	
平成 29 年 6 月	運行ダイヤの変更と共通乗降場所の新設	利用者の状況を把握するため、小湊バスの予約オペレーターや運転手から利用者の状況を確認。 (※利用者からの問合せ状況の把握、民生委員が相談を受けた内容の報告を受けている)	

実施時期	状況	方法	備考
平成30年6月	乗合運行の特性上、車両の到着時間がわからず、不安になったり待ち時間を不用に過ごしてしまうとの意見が利用者からあった。	車両の位置情報配信サービスを導入し、利便性の向上を図った。	
令和元年8月	乗合運行であることから、予約者の人数や乗降場所に応じてルートが異なる。そのため、買い物や通院等、帰宅時間が不確実な場合に利用(予約)が難しく、利便性の向上を求める声があった。	買い物や通院等から帰宅する際のタクシー運賃の一部を助成することで、タクシー及び乗合運行双方の利用を促進し、住民の買い物や通院に要する移動の利便性向上を図った。	
令和2年9月	共通乗降場所の新設(町内1か所を新設)	町内の社会福祉法人からの依頼により、施設内に共通乗降場所を設置することにより、住民の移動手段の確保や移動機会の増加、それによる住民福祉の増進に寄与した。	
令和3年8月25日	乗合運行の利用状況を報告。また利用促進を図ることができた。	令和3年8月号の広報(特集)記事で、乗合運行の利用状況や利用者のご意見等を紹介。住民への周知活動を積極的に実施した。	
令和4年5月～6月	アンケート項目に「日常生活での公共交通」を設け、住民の利用状況等の把握を図った。	第5次御宿町総合計画策定時において、住民アンケートを実施。	